

番号	事業名	担当課（連絡先）
③	たかはししゅっしんしゃとうけいれいじぎょうしょうれいきん 高梁市出身者等受入事業奨励金	市民課市民協働係 21-0254

事業内容	例えば
<p>小規模町内会（10戸以下）等が主体となり、高梁市以外在住の者と協働して活動実施した小規模町内会等に対し奨励金を支給します。 1つの小規模町内会等につき年度1回が上限となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1つの小規模町内会等で行った場合 基本額 5,000円 + 市外在住の者 1人あたり 2,000円（上限 20,000円） ② 小規模町内会等が他の町内会等と合同で事業を行った場合 それぞれの町内会において基本額 10,000円 + 市外在住の者 1人あたり 2,000円（上限 20,000円） <p>※複数の町内会で行う場合、それぞれの町内会で計画書の提出が必要です。 ただし、事業名・事業内容は統一してください。 ※市外在住者の氏名は同じでもかまわない。</p>	<p>8戸の町内会と市外在住の者 5人で行った場合 5,000円 + 2,000円 × 5人 = 奨励金 15,000円支給</p> <p>① 5戸の町内会と市外在住の者 3人と ② 7戸の町内会と市外在住の者 6人の2つの町内会で行った場合</p> <p>① 10,000円 + 2,000円 × 3人 = 奨励金 16,000円支給 ② 10,000円 + 2,000円 × 6人 = 奨励金 20,000円支給</p> <p>※それぞれの町内会に対して支給します。</p>

事業の進め方（手順）

